

放課後児童クラブの設備及び運営の状況調査結果

埼玉県福祉部 少子政策課
平成 31 年 2 月 調査

埼玉県では、平成 27 年 3 月に策定した「埼玉県放課後児童クラブガイドライン」において、各市町村における放課後児童クラブの設備及び運営の状況を調査し、これを公表することとしています。

このたび、平成 30 年度の調査結果を集計しましたので、以下のとおりお知らせします。

※ 数値は設備及び運営の状況調査表集計結果、及び「放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）実施状況調査」（厚生労働省調査。以下「実施状況調査」）から。調査日は平成 30 年 5 月 1 日現在。

1 基礎データ（実施状況調査より）

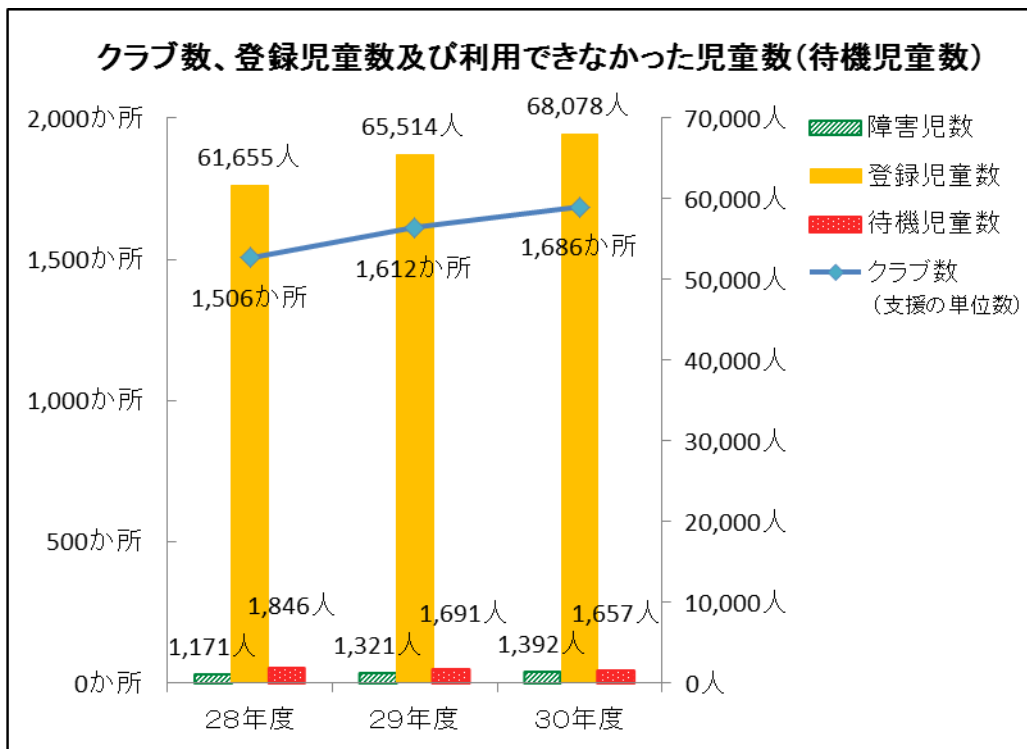
(1) クラブ数、登録児童数について

調査対象クラブ数（支援の単位数※）は、1,686 か所（実施状況調査と同対象。）で、対前年度（調査日 H29.5.1 厚生労働省「実施状況調査」）比 4.6%増であった。

一方、登録児童数は 68,078 人で、前年度「実施状況調査」と比べ 3.9%増加している。

※支援の単位

「支援の単位」とは、児童の集団の規模を示す基準として平成 27 年度から導入されたものであり、児童の放課後児童クラブでの活動は、この「支援の単位」を基本として、行うこととなった。



平成 27 年 4 月から、子ども・子育て支援新制度が本格施行されたことにより、対象年齢がそれまでのおおむね 10 歳未満から小学校 6 年生までに拡大され、クラブ数及び登録児童数が大幅に増加した。

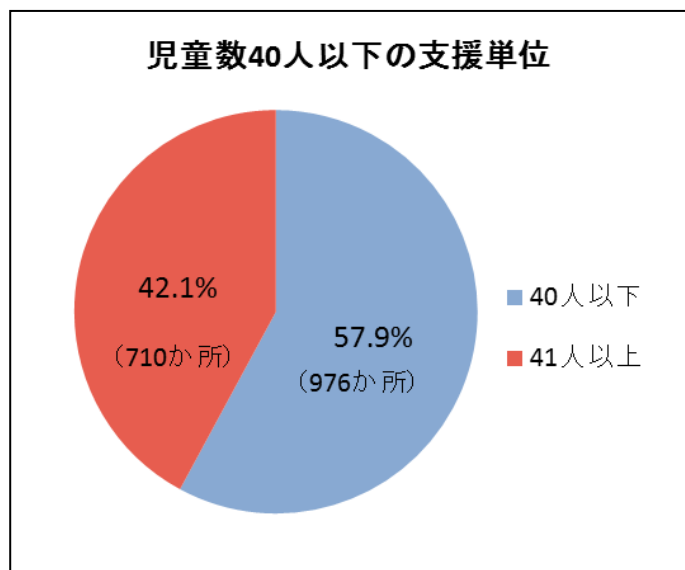
またこれにより、待機児童も平成 28 年度には 1,846 人まで増加したが、その後は 2 年連続で減少に転じ、平成 30 年度は 1,657 人であった。待機児童が発生する主な要因としては、制度改正に伴い対象学年が高学年へ拡大されたことで高学年の入所希望する家庭が増加したことや、保育所の入所受入枠の拡大が進み、保育所から引き続きクラブの利用を希望する家庭が増加していることなどが考えられる。一方で、クラブの新設など受入枠の拡大が進んだことにより、平成 29 年度からは待機児童が減少している。

登録児童数のうち障害児の人数は、1,392 人で、前年度「実施状況調査」より 5.4%増加しており、登録児童数に占める割合は 2.0%となっている。（各年度 5 月 1 日現在厚生労働省「実施状況調査」の数値を引用）

(2) 支援の単位の規模

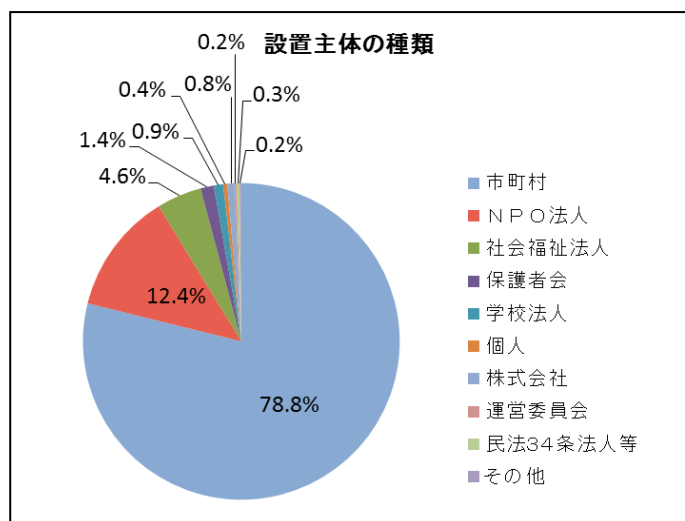
40 人以下の適正規模である支援の単位は、1,686 か所のうち 976 か所で、全体の 57.9%であった。

一つのクラブを複数の支援単位に分ける場合に、支援の単位ごとに壁やパーテーションで区切らずに実施している支援の単位は、1,686 か所のうち 274 か所で、全体の 16.3%であった。



(3) 設置主体

設置主体は市町村が一番多く、1,686 か所のうち 1,329 か所で、全体の 78.8%を占めた。次に多いのは NPO 法人で 210 か所、12.4%であった。3 番目に多いのは社会福祉法人で、77 か所、4.6%であった。その他の内訳は、有限会社、企業組合、合同会社がそれぞれ 1 か所であった。

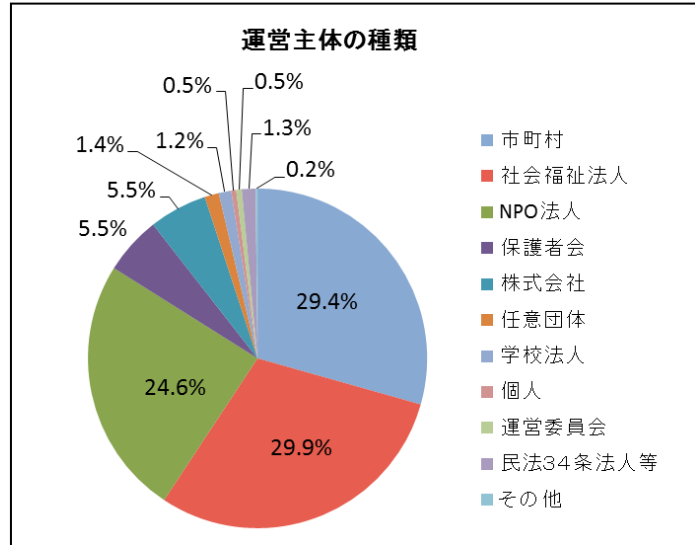


設置主体の種類	市町村	NPO法人	社会福祉法人	保護者会	学校法人	個人	株式会社	運営委員会	民法34条法人等	その他	合計
クラブ数(支援の単位)	1,329か所	210か所	77か所	23か所	16か所	7か所	13か所	3か所	5か所	3か所	1,686か所
割合(%)	78.8%	12.4%	4.6%	1.4%	0.9%	0.4%	0.8%	0.2%	0.3%	0.2%	100.0%

※民法 34 条法人等：公益社団法人、公益財団法人、一般社団法人、一般財団法人

(4) 運営主体

運営主体は社会福祉法人が一番多く、1,686 か所のうち 505 か所で、全体の 29.9 %であった。次に多いのは市町村で、495 か所、29.4%であった。3 番目に多いのは NPO 法人で、415 か所、24.6%であった。その他の内訳は、有限会社、企業組合、合同会社がそれぞれ 1 か所であった。



運営主体の種類	市町村	NPO法人	社会福祉法人	保護者会	学校法人	個人	株式会社	運営委員会	任意団体	民法34条法人等	その他	合計
クラブ数(支援の単位)	495か所	415か所	505か所	93か所	20か所	8か所	93か所	9か所	23か所	22か所	3か所	1,686か所
割合 (%)	29.4%	24.6%	29.9%	5.5%	1.2%	0.5%	5.5%	0.5%	1.4%	1.3%	0.2%	100%

※民法 34 条法人等：公益社団法人、公益財団法人、一般社団法人、一般財団法人

2 支援の単位の状況

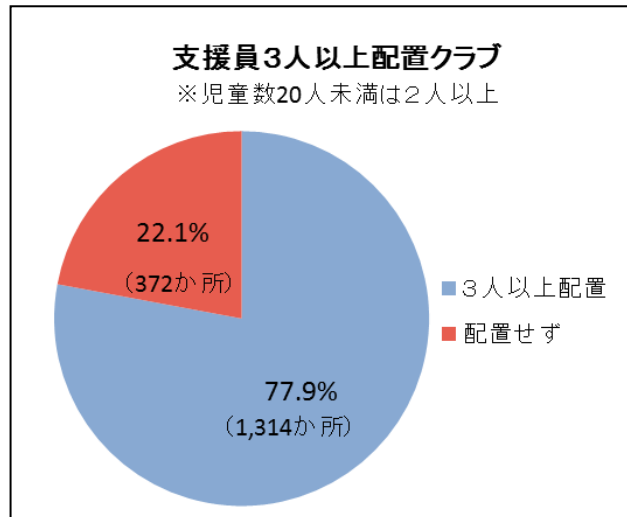
(1) 職員数（保育時の体制数）

職員数（保育時の体制数）は平均 3.4 人であった。※障害児担当職員を除く

(2) 支援員の配置

支援員（有資格者）を 3 人以上（うち 1 人を除き補助員でも可）配置している支援の単位（※）は、1,686 か所のうち 1,314 か所で、全体の 77.9%であった。

（※児童数 20 人未満の場合は 2 人以上配置している支援の単位）



(3) 常勤（フルタイム）の職員数

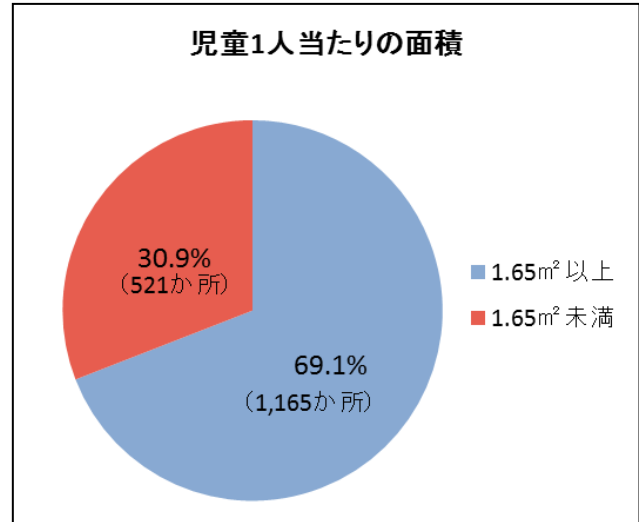
(1) のうち、常勤（フルタイム）職員の人数（保育時の体制数）は平均 1.8 人であった。また、常勤職員を複数配置しているクラブは 1,686 か所のうち 1,080 か所で、全体の 64.1%であった。

(4) 障害児在籍クラブ数、障害児担当職員配置状況

障害児が在籍している支援の単位は1,686か所のうち757か所で、全体の44.9%であった。その中で障害児担当職員を配置している支援の単位は654か所であった。

(5) 児童1人当たりの面積

児童1人あたり、設備部分を除いて1.65㎡以上の広さが確保されている支援の単位は1,686か所のうち1,165か所で、全体の69.1%であった。



3 利用料金

利用料金（おやつ代含む）の平均は7,666円であった。

4 点検

毎年、クラブに対して運営基準の内容の点検を行っている（又は行う・行わせる予定である）市町村は63市町村のうち59市町村で、全体の93.7%であった。

また、この点検を行っている市町村のうち、点検内容を公表している（又は公表する予定である）市町村は18市町村で、全体の30.5%であった。

